

令和3年第 号

遺言公正証書

本公証人は、遺言者〇〇〇〇の囑託により、後記証人2名の立会のもとに遺言者の口述した遺言の趣旨を筆記し、この証書を作成する。

遺言者〇〇〇〇（以下「遺言者」という。）は、次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、妻である〇〇〇〇（昭和〇〇年〇月〇日生）に次の財産を相続させます。

財産の表示

(1) 土地（相続開始時に有する共有持分全部）

① 所在：

地番：

地目：

地積：

遺言者の共有持分：

② 所在：横浜市保土ヶ谷区上菅田町字山崎

(2) 建物（相続開始時に有する共有持分全部）

所在：

家屋番号：

種類：

構造：

床面積：1階

2階

遺言時の共有持分：

(3) 上記土地・建物に付随する全ての動産

(4) 家具、調度類

相続開始時に遺言者の有する全ての家具、調度品、付帯物

(5) 衣類、装身具、その他遺言者の私物の全て

(6) 金融資産

現金、遺言者名義の預貯金、有価証券、その他金融資産の2分の1

(7) 上記以外に遺言者の有するその他一切の財産

(第3条記載の財産を除く。)

第2条 前記〇〇〇〇は、第1条に基づき不動産を相続することの負担として、同不動産に設定された抵当権にかかる残債務全額の支払い、遺言者の葬儀、納骨等の費用、未払公租公課及び遺言者名義のその他債務を負担、承継してください。

第3条 遺言者は、子である△△△△（平成△△年△△月△△日生）に次の財産を相続させます。

財産の表示

現金、遺言者名義の預貯金、有価証券、その他金融資産の2分の1

第4条 遺言者は、前記〇〇〇〇が遺言者と同時もしくは遺言者より先に死亡した場合には、同人に相続させるとした第1条の財産を、前記△△△△に相続させます。

第5条 遺言者は、遺言者の祭祀を主宰すべき者として、前記〇〇〇〇を指定しますので遺言者の葬儀、供養等一切を執り行ってください。

第6条 遺言者は、本遺言の執行者として、前記〇〇〇〇を指定します。

2 遺言者は、遺言執行者である〇〇〇〇に対し、次の権限を与えます。

(1) 本遺言の執行に必要な場合、代理人若しくは補助者又はその両者を選任すること

(2) 登記手続、私の有する預貯金等の名義変更・解約・受領、貸金庫の開披・解約・内容物の取り出

し、その他、本遺言を執行するために必要な一切の行為

(3) 遺言者の所有物及び土地及び居宅に付随する全ての家具、調度品、付帯物、及び私の所有物を処分すること

第7条 遺言者は、遺言執行者である〇〇〇〇が、遺言の執行を行うことが困難となった場合、若しくは遺言執行を別の者に依頼したいと希望した場合には、本遺言の執行者として、□□□□（昭和□□年□□月□□日生）を予備的に指定します。

以上

本旨外要件

〇〇市〇〇区

会社員

遺言者

☆ ☆ ☆ ☆

昭和☆☆年☆☆月☆☆日生

遺言者は、印鑑登録証明書の提出／運転免許証の提示により人違いでないことを証明させた。

上記遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自この筆記の正確なことを承認し、以下に署名押印した。

遺言者 ☆ ☆ ☆ ☆

証人

証人

この証書は、令和◇年◇月◇◇日本公証人役場において、民法第969条第1号ないし第4号所定の方式にしたがって作成し、同条第5号に基づき本公証人次に署名押印する。

〇〇市〇〇区

〇〇地方法務局所属

公証人 ○ ○ ○ ○

これは正本である。

この正本は、囑託人〇〇〇〇の請求により、前同日本公証人役場において原本に基づきこれを作成し、上記請求人に交付する。

〇〇市〇〇区

〇〇地方法務局所属

公証人